©2022 YHAL, YITP, Kyoto University
京都大学基礎物理学研究所　湯川記念館史料室

「平和時代を創造するために」―非核武装の原則―

コミュニケ

第二回科学者京都会議

人類が始めて原子爆弾の惨禍をこうむった広島に近い京都に集った私達科学者は、一年前の第一回科学者京都会議声明の意義と内容を再確認し、「キューバ以後の世界情勢」、「アジアの中の日本」、「科学者の社会的責任」に関する諸報告を中心として、三日間にわたる討議を行い、次にかかげる諸点について見解の一致をみた。

（五月七日から）

（一）大量殺戮兵器による戦争抑止政策は、移動可能核ミサイル基地である原子力潜水艦を主体とする核戦略をとりつつあり、地球を覆う基地網とあいまって、ますます危険な様相を呈してきた。世界各国のすべての民衆が少数の政策決定者によって人質にされている。

（二）歴史は運命ではなく、人間によって作られるもので、科学者達の努力を含む広汎な大衆の平和運動が国際政治に影響を与えている。

（三）日本国憲法第九条は平和時代を創造することを指針としてますます大きな現実的意義をもつに到っている。

（四）国連憲章に東西陣営の敵対する軍事ブロックの形成を明白な侵犯のある条項のあることを指摘し、その再審議を提案し、中華人民共和国の国連加盟の実現することが国連本来のあり方である。

（五）アジアにおける緊張の根源は朝鮮国と中華人民共和国との間が今なお敵対状態にあることであり、世界平和のため著しい障害となっている。日本が核非武装の原則を貫き、一切の核兵器のもちこみを拒否することは、アジアにおける核戦略体制の恒久化を防ぎ、世界平和に対する日本の大きな貢献となる。

（六）平和の創造に対しては、人文・社会・自然全分野の科学者が協力してその社会的責任を果すことが強く迫られている。さらに中華人民共和国をはじめアジア諸国の科学者の協力をうることが特に緊要である。

（七）科学の悪用を防ぐ力と倫理が社会に対する影響を与えていることが将来の重要課題の一つである。

c092-006-008